

「経済財政運営と改革の基本方針2022」 等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」について 1
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」について... 4
- 「規制改革実施計画」について 8

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について

経済財政諮問会議について

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
(内閣府設置法(平成11年法律第89号)より)

【議員名簿】

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議員	松野 博一	内閣官房長官
同	山際 大志郎	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)兼 経済再生担当大臣
同	金子 恭之	総務大臣
同	鈴木 俊一	財務大臣
同	萩生田 光一	経済産業大臣
同	黒田 東彦	日本銀行総裁
同	十倉 雅和	住友化学株式会社 代表取締役会長
同	中空 麻奈	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部副会長
同	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
同	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授



令和4年6月7日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2022」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

(労働条件分科会に関する部分抜粋)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(多様な働き方の推進)

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント¹と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

(3) スタートアップ(新規創業)への投資

あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。

¹ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び 実行計画・フォローアップ」について

新しい資本主義実現会議について

【趣旨】

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義会議を開催する。

(「新しい資本主義実現会議の開催について」(令和3年10月15日新しい資本主義実現本部決定)より)

【構成員名簿】

(議長)

岸田 文雄 内閣総理大臣

(副議長)

山際 大志郎 新しい資本主義担当大臣
松野 博一 内閣官房長官

(構成員)

財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
及び内閣総理大臣が指名する有識者

(有識者)

翁 百合
川邊 健太郎
櫻田 謙悟
澤田 拓子
渋澤 健
諏訪 貴子
十倉 雅和
富山 和彦
平野 未来
松尾 豊
三村 明夫
村上 由美子
米良 はるか
柳川 範之
芳野 友子

株式会社日本総合研究所理事長
Zホールディングス株式会社代表取締役社長
経済同友会代表幹事
塩野義製薬株式会社取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長
シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役
ダイヤ精機株式会社代表取締役社長
日本経済団体連合会会長
株式会社経営共創基盤グループ会長
株式会社シナモン代表取締役社長CEO
東京大学大学院工学系研究科教授
日本商工会議所会頭
MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー
READYFOR 株式会社代表取締役CEO
東京大学大学院経済学研究科教授
日本労働組合総連合会会長

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)

(労働条件分科会に関する部分抜粋)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

④ 副業・兼業の拡大

従業員1,000人以上の大企業では、特に副業・兼業の解禁が遅れている。副業を通じた起業は失敗する確率が低くなる、副業をすると失業の確率が低くなる、副業を受け入れた企業からは人材不足を解消できた、といった肯定的な声が多い。成長分野・産業への円滑な労働移動を進めるため、さらに副業・兼業を推し進める。

このため、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を支援する観点から、企業に副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、情報開示を行うことを企業に推奨する。

(5) 多様性の尊重と選択の柔軟性

③ 女性の就労の制約となっている制度の見直し等

多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する。

⑤ 勤務間インターバル・育休促進・転職なき移住等の働き方改革の推進

時間外労働の上限規制の法遵守の徹底とともに、勤務間インターバル制度の普及を図り、長時間労働の是正を図る。

フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) (労働条件分科会に関する部分抜粋)

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

(主体的なキャリア形成を支える環境整備)

・解雇無効時の金銭救済制度について、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点に関する検討会」報告書を踏まえ、労働政策審議会の審議を経て、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

(5) 多様性の尊重と選択の柔軟性

(育休促進・転職なき移住等の新しい働き方の推進)

・勤務地限定正社員や職務限定正社員などの多様な正社員を労使双方にとって望ましい形で普及・促進する等のため、労働契約のルールにおいて、労働条件明示事項の対象に就業場所・業務の変更の範囲を追加すること等について、労働政策審議会の審議を経て、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

・時間外労働の上限規制について、2024年4月からの建設業、自動車運転の業務や医師等への適用に向けて、相談体制の充実、制度の周知徹底、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための支援など、円滑な適用に向けた取組を行う。あわせて、上限規制の適用を踏まえ、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の見直しを行う。

III. 経済社会の多極集中化

2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

(4) Fintechの推進

・資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議について

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1)の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
(内閣府本府組織令(平成12年政令第245号(令和元年10月24日最終改正))より)

【委員名簿】

(議長)

夏野 剛 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長

(議長代理)

大槻 奈那	マネックス証券株式会社専門役員、名古屋商科大学大学院教授
岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
杉本 純子	日本大学法学部教授
武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士(パートナー)
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
本城 慎之介	学校法人軽井沢風越学園理事長
御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

※令和元年10月31日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、これに対する答申として「規制改革推進に関する答申～コロナ後に向けた成長の「起動」～」を決定。これを踏まえ、令和4年6月7日に政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）①

（労働条件分科会に係る部分抜粋）

II 実施事項

5. 個別分野の取組

＜人への投資＞

(3)柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し	<p>a 厚生労働省は、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進するため、「これからの労働時間制度に関する検討会」における議論を加速し、令和4年度中に一定の結論を得る。その際、裁量労働制については、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意して検討を進める。同検討会における結論を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、労働基準法上の労使協定等に関わる届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b: 令和4年度検討開始</p>	厚生労働省
6	既存の各種制度の活用・拡充	厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）②

（労働条件分科会に関する部分抜粋）

(4)個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	職務等に関する労働契約関係の明確化	厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会においては、職務や勤務地を限定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

(11)柔軟な働き方を促進するための施策

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	柔軟な働き方を促進するための施策	年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。	令和4年度結論	内閣府 厚生労働省